

平成18年4月から障害保健福祉制度が段階的に変わります！

障害者自立支援法

制度のポイント（これまでの制度の課題を解決）

1. 身体・知的・精神の三つの障害者福祉サービスを一元化
2. 障害者がもっと「働ける社会」に
3. 利用者本位のサービス体系に再編
4. 支給決定の手続きや基準の透明化、明確化
5. 費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

「原則一割負担」 国の財政負担を「義務化」



・障害者の方が地域で暮らせる社会
・自立と共生の社会を実現

新たな障害福祉サービスの体系

障害の種別ごとに複雑に組み合わせられていた施設・事業体系を、「介護給付」と呼ばれる、ホームヘルプ（居宅介護）、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、ショートステイ（短期入所）、重度障害者等包括支援、ケアホーム（共同生活介護）、施設入所支援と、「訓練等給付」と呼ばれる、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホーム（共同生活援助）の2種類の体系に編成します。

現行の居宅サービス

ホームヘルプ(身知児精)
デイサービス(身知児精)
ショートステイ(身知児精)
グループホーム(知精)

現行の施設サービス

重症心身障害児施設(児)
療護施設(身)
更生施設(身知)
授産施設(身知精)
福祉工場(身知精)
通勤寮(知)
福祉ホーム(身知精)
生活訓練施設(精)

施設サービスは、5年間の経過措置期間内に移行

平成18年
4月

介護給付

ホームヘルプ(居宅介護)
重度訪問介護
行動援護
療養介護
生活介護
児童デイサービス
ショートステイ(短期入所)
重度障害者等包括支援
ケアホーム(共同生活介護)
障害者支援施設での夜間ケア(施設入所支援)

訓練等給付

自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
グループホーム(共同生活援助)

この他、地域生活支援事業として移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム等のサービスができます。

あなたの利用者負担はこうなります(福祉サービス)

改革の内容

利用者負担の仕組みが、これまでの所得のみに応じた応能負担から、利用するサービスの量と所得に応じた**定率負担(1割負担)**に変わります。

施設などを利用した場合、食費、光熱水費などについても利用者の**実費負担**となります。

施設に入所している
場合 (20歳以上)

グループホームを
利用している場合

通所サービ
スを使う場合

ホームヘルプサー
ビスを使う場合

施設に入所している
場合 (20歳未満)

原則は1割負担ですが、どの方でも負担が増え過ぎないように、月額負担上限額を設定するとともに、所得の低い方にはより低い上限を設定します。

定率負担の月額負担上限額

生活保護	0円
低所得1	15,000円
低所得2	24,600円
一般	37,200円

生活保護：生活保護受給世帯に属する方

低所得1：世帯主及び世帯員のいずれも市民税(均等割)が非課税である世帯で、障害者又は障害児の保護者の収入が80万円(障害基礎年金2級相当額)以下の方

低所得2：世帯主及び世帯員のいずれも市民税(均等割)が非課税である世帯に属する方で低所得1以外の方(世帯3人世帯であれば、障害基礎年金1級を含めて概ね300万円以下の年収の方)

一般：市民税(均等割)の課税世帯に属する方

世帯の考え方

原則、住民基本台帳上の世帯で判断します。ただし、あなたが税制と医療保険で他の世帯員の「被扶養者」でなければ、あなたと配偶者のみの世帯として、所得の算定を行います。

高額障害福祉サービス費

同じ世帯内で他に障害福祉サービスを利用している方がいる場合や、介護保険サービスを併せて利用している方の場合、その負担の合計額が、の月額負担上限額を超えないように軽減します。申請により、その超えた分を「**高額障害福祉サービス費**」として、償還払いにより後日、市から支給します。

個別減免措置

利用者個人の資産が350万円以下の場合、収入の種類や額に応じて月額負担上限額を減免します。

- ・収入が66,667円までなら、負担は0円です。
- ・収入が66,667円を超えても、3千円を控除の上、超えた収入の半分を上限額とします。
- ・さらに、グループホーム入居者については、66,667円を超えた収入が年金や工賃等の収入であれば、3千円を控除の上、超えた分の15%を上限額とします。

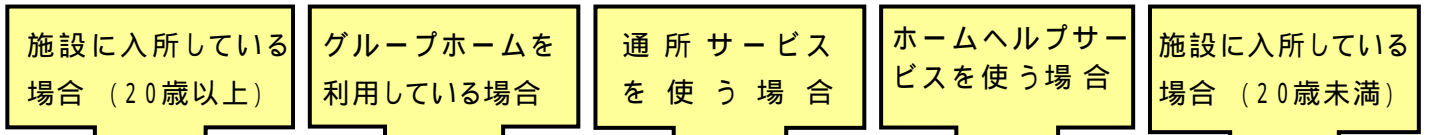
社会福祉法人減免

社会福祉法人が提供するサービスを受ける場合に、収入が少ない方のうち特に支援が必要な方を対象に、一つの事業者でかかる定率負担額がの月額負担上限額の半額を超えた場合、超えた額を社会福祉法人が減免します。

- ・低所得1：15,000円 7,500円
- ・低所得2：24,600円 12,300円

(通所サービスを利用する場合)

24,600円 7,500円)



左のページから続く

生活保護移行防止のための軽減措置

⑤ さらに、利用者負担を行うことにより生活保護の対象となる場合、生活保護の対象とならないよう、月額負担上限額や食費などの実費負担額をより低い額に減額します。

食費等実費負担にかかる軽減措置（特定障害者特別給付費）

施設などを利用した場合、食費や光熱水費などについて、4月以降は実費負担となりますが、収入が少ない方には、実費負担が少なくてすむように「**特定障害者特別給付費**」が支給されます（**補足給付**）。

⑥ 収入が少ない場合は・・・
サービスの利用者負担と食費等実費負担を負担しても、少なくとも、2.5万円が手元に残るよう、上限額を設定します。

通所サービスを利用された場合は、⑦の減額措置を適用します。

⑦ 世帯の所得が少ない場合は・・・
食費負担額を3分の1程度に減額します。（月22日利用の場合 5,100円程度の負担）

⑧ 保護者の方の収入に応じて・・・
地域で子どもを養育する世帯において通常かかる負担となるよう、上限額を設定します。

利用者負担額の計算例（自宅から通所施設に通う場合）



知的障害者通所授産施設に通っている方。世帯は本人と父母のみの市民税均等割非課税世帯で、本人の収入は障害基礎年金2級のみとします。⇒「低所得1」の階層。月22日通所した場合を想定して施設利用料は月152,000円とし、食費は一日650円で計算します。

【定率負担】
152,000×0.1=15,200円

【定率負担の月額負担上限】
この利用者は「低所得1」階層なので、2ページの「定率負担の月額負担上限額」の表により、月額負担上限額は15,000円となります。

【利用料】
利用者負担額 15,000円
食費 650×22=14,300円
計 29,300円

社会福祉法人の提供する通所サービスを利用する場合は、社会福祉法人減免が適用されます。
【利用者負担額】
15,000円
↓
7,500円

◎通所施設などの利用者に対する補足給付費

通所施設利用にかかる食費（一日650円）のうち、人件費にあたる金額（一日約420円）が支給され、食材料費のみの負担となります。 → 補足給付 420×22=9,240円

よって、利用者負担額 15,000円
食費 14,300-9,240=5,060円
計 20,060円

※ 施設での行事費用として、別に実費負担がかかる場合があります。

18年4月時点での利用者負担及び軽減措置を記載したものであり、3年後に障害者自立支援法全体の見直しを行う際に、利用者負担についても、併せて見直しを行います。

